

**経営改善計画策定指針に基づく行動計画
(神栖市社協発展・強化計画)**

(素案)

平成28年8月

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

経営改善計画策定指針に基づく行動計画
(神栖市社協発展・強化計画) (素案)
(計画書の骨子・専門委員会検討項目)

第1章 計画の策定にあたって (共通) p 1

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の構成
3. 計画の実施期間

第2章 経営改善、発展・強化に向けた具体的取り組み (委員会ごと) p 3

I 事業展開を支える財政基盤の強化 p 3

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 会費収入の確保 | (財務・組織専門委員会) |
| ② 共同募金の増額 | (財務・組織専門委員会) |
| ③ 福祉活動基金の効果的活用 | (財務・組織専門委員会) |
| ④ 寄付金収入の増強 | (財務・組織専門委員会) |
| ⑤ 公的事業の積極的受託 | (事業専門委員会) |
| ⑥ 労働者派遣事業の積極的推進 | (事業専門委員会) |
| ⑦ 現場実習生の積極的受入 | (事業専門委員会) |

II 住民ニーズに合致した事業展開 p 6

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 様々な地域福祉の担い手との連携・協働(C S W) | (事業専門委員会) |
| ② 成年後見受任活動の積極的展開 | (事業専門委員会) |
| ③ 障害者相談窓口としての機能強化 | (事業専門委員会) |
| ④ 有料広告事業による収入確保 | (事業専門委員会) |
| ⑤ 社協を市民へPRするイベント等の充実 | (事業専門委員会) |

III 時代に即応した組織の構築 p 8

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 理事会等基幹的会議の機能強化 | (財務・組織専門委員会) |
| ② 事務局体制強化 | (財務・組織専門委員会) |
| ③ 人材育成 | (財務・組織専門委員会) |
| ④ 職員の給与体系・水準のあり方の検討 | (財務・組織専門委員会) |

関連資料 (1～4) p10

発展・強化計画策定委員会設置要項

発展・強化計画策定委員名簿

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、神栖町社協として社会福祉法人の認可を受けた昭和 61（1986）年から、地域福祉を総合的に推進する中核的組織として、また公益性の高い民間社会福祉団体として事業を展開してまいりました。

本会の具体的な事業展開は、平成 7（1995）年度より全て「地域福祉活動計画」にもとづき進められており、現在は第 4 次（平成 27～31 年度の 5 カ年）計画の実現に取り組んでいるところです。

これまでの地域福祉活動計画策定と実践を通して明らかにしてきた本会の活動方針は、制度や市場原理では満たされないニーズに応じていくことで、精神障害や発達障害、判断能力が不十分な方の権利擁護など、少数の市民への関わりが中心です。こういった分野の事業は収益性を求めにくく、民間企業の参入も見込めませんが、営利を目的としない社会福祉法人である社会福祉協議会は、行政をはじめ地域の様々な福祉の担い手、あるいは地域住民やボランティアと連携・協働し、中立公正な立場で「先駆性」「柔軟性」を発揮して取り組みました。これは、地域福祉の推進を目的とする社会福祉法人として市区町村に一つ設置が認められた社会福祉協議会の大きな特長です。

これらの活動を支える大きな財源となってきたのが「会費・寄付金」「行政からの助成金」です。法人化以来、本会活動をここまで充実・発展させることができたのは、いずれも本会活動に対する市民そして行政の理解と支援によるもので、今後も本会運営を支える基本財源であることに変わりはありません。

しかし、法人化から 30 年が経過した今、景気の動向や社会情勢は大きく変わり、神栖市が社会福祉協議会に求める役割や、社会福祉協議会への助成のあり方も見直しが始められています。また国では、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人の存在意義や役割が問い直され、社会福祉法改正が行われました。本会活動の本質や事業の運営方針は不変なものですが、これからは、社会福祉法人としての適切な法人経営はもちろん、会費や寄付金のあり方を含め、多様な財源獲得の方策について、市とも密接な連携を図りながら計画立てて中長期的に取り組んでいく必要があります。

今回策定する計画は、本会地域福祉活動計画と連動し、活動計画の実現かつ社会福祉法人の経営部門を強化するために必要な組織体制の整備と、事業継続性を担保するための具体的な財源確保について計画化するもので、本会が地域における公益的な活動をさらに推進していくための基盤強化につなげる計画として策定します。

2. 計画の構成

本計画は「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖市社会福祉協議会発展・強化計画）」とし、以下の3つの柱立てで具体的実施項目を定めます。

- I 事業展開を支える財政基盤の強化
- II 住民ニーズに合致した事業展開
- III 時代に即応した組織の構築

3. 計画の実施期間

本計画は平成29年度から31年度までの3年計画とし、「第4次地域福祉活動計画」の進行管理と合わせ本計画の達成度評価、必要に応じた見直しを図ります。

平成31年度からは「第5次地域福祉活動計画」の策定と並行して「第2次発展・強化計画」の策定に着手します。

第2章 経営改善、発展・強化に向けた具体的な取り組み

I 事業展開を支える財政基盤の強化

① 会費収入の確保

(財務・組織専門委員会検討事項1)

現行の会員種別、会費種別について見直しを図り、神栖市内の多くの市民や団体が、社協の構成員として参画できる環境をつくります。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
「特別会員」の見直し	会費額に二千～五千元といった幅を持たせ、一般会費からの移行のしやすさを図ります。	検討・決定	実施	→
「団体会員」の創設	ボランティアサークルや市民グループ、福祉団体等が会員として社協に参画できる機会として創設し、併せて会費増強を図ります。	検討・決定	実施	→
会員特典の検討	会員限定事業や、特別会員向け賞品等の創設について検討します。		検討	実施
会員規程の改正	上記の見直し、新設を含め、現在の神栖市、社協に相応しい会員体系を構築します。	改正	施行	→

② 共同募金の増額

(財務・組織専門委員会検討事項2)

共同募金は募金者の自由意思を尊重する募金形態を維持しつつ、自主的に取り組んでいただける行政区や商店、企業等を募り、増やしていくことで、募金額全体の増額を目指します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
行政区・自治会を単位とした募金の増強	各行政区の理解促進のため、説明会等の積極的な開催を通じて募金団体及び募金額の増加を図ります。	実施	→	→
募金箱募金の増強	市内の募金箱設置協力店舗を計画的に増やし、募金額の増加を図ります。	目標 250カ所	目標 260カ所	目標 270カ所
職域募金の増強	法人会員募集と併せて市内の企業・事業所等へ周知し、協力者数を増やし、募金額の増加を図ります。	目標 50社	目標 75社	目標 100社

③ 福祉活動基金の効果的活用

(財務・組織専門委員会検討事項3)

本会が保有する福祉活動基金については、新規事業等に必要な基本的財源として、その原資を有効に活用していくとともに、今日の社会情勢や現行の財政規模に見合った保有(限度)額を新たに設定し、それを超える額については計画的に処分して各年次の活動財源に充てることで、神栖市への助成金申請額の圧縮に努めます。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
保有限度額の設定と活用計画の策定	本会平成29年度予算をベースに保有限度額を設定し、併せて活用計画を策定して、30年度より実施します。	策定	実施	→
基金活用の効果測定	活用された基金が「財政改善」「地域福祉向上」「市助成金減額」の3点で有効だったか評価検証します。			実施 (30年度分)

④ 寄付金収入の増強

(財務・組織専門委員会検討事項4)

社会福祉協議会の周知と社協活動へのご理解、ご協力をいただけるよう、広報をさらに充実させ、寄付のお願いと併せて気軽に募金できる環境整備を積極的に展開していきます。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
PRの充実	寄付金の使途と協力のお願いを、本会ホームページや広報紙を通じ積極的に展開します。	実施	→	→
寄附環境の整備	善意銀行専用募金箱を市内の商店や公共機関等に常設し、気軽に寄付できる環境を整えます。	検討・決定	実施	→

⑤ 公的事業の積極的受託

(事業専門委員会検討事項1)

現在神栖市から受託している事業(精神保健デイケア・障害者相談支援事業・ファミリーサポートセンター・高齢者相談センター)の充実・強化とあわせ、本会の特性やノウハウを活かせる取り組みについては、市関係各課との協議を進め、その積極的な受託を推進します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
受託事業の継続受託	担当課との連携、協議のもとに適正な実施規模・受託金額を決定し、受託運営を継続します。	事業ごとに継続実施	→	→

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
新規事業の受託	本会の既存事業の受託化、または福祉分野以外の各課とも連携を図りながら新たな可能性を探り、受託事業の獲得を目指します。	協議・検討	受託開始	→

(事業専門委員会検討事項2)

⑥ 労働者派遣事業の積極的推進

本会の第4次地域福祉活動計画においては、正職員数の1/4を目安に最大4名までとする方針を打ち出しております。市関係課との協議のもとに新たな職員派遣枠の獲得を進めます。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
福祉3課への職員派遣の継続	職員の資質向上に努め、社会福祉課、障がい福祉課、地域包括支援課との協議により、継続派遣の道を確保します。	派遣	→	→
新たな派遣先の確保	市関係課との協議により、新たな職員派遣の枠を獲得していきます。	協議・決定	派遣開始	→
既存事業の整理	地域資源の充実度合い等を踏まえ時代に即した事業の整理を行い、職員の効率的な活用を図ります。	事業整理		

(事業専門委員会検討事項3)

⑦ 現場実習生の積極的受入

社会福祉士・精神保健福祉士の現場実習生受入機関として実習指導者を増やし、養成機関と連携しながら積極的に取り組みます。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
現場実習生の受入	社会福祉士・精神保健福祉士養成機関と連携しながら計画的に受入準備を進め、多くの受入をめざします。	実施	→	→
実習指導者の増員	専門資格取得後、実務経験3年以上を満たす職員の指導者研修受講による指導者の増員を図ります。	1名増員 (計5名)	1名増員 (計6名)	1名増員 (計7名)

II 住民ニーズに合致した事業展開

① 様々な地域福祉の担い手との連携・協働（CSW）

（事業専門委員会検討事項4）

分野や制度の枠組みにとらわれず、「住民の生活課題の解決」を実践の基本軸とし、市福祉関係部局、各種支援機関との有機的な連携を図ります。住民、ボランティア、民生委員・児童委員とともに、積極的な訪問・同行支援を継続することでニーズのきめ細かい把握に努め、互いに協力しながら課題解決につなげます。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
日常生活圏域別担当コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置	一定圏域を担当し、きめ細かな相談支援を実践するCSWの配置を進めます。	2圏域目で実施	CSW増員検討	3圏域目で実施(全域配置)
地域住民との福祉課題の共有と同行訪問支援	地域の民生委員等と連携した訪問・同行支援を通じ早期の課題発見と解決の機能強化につなげます。	移動相談窓口開設検討	実施	→

② 成年後見受任活動の積極的展開

（事業専門委員会検討事項5）

地域包括支援センターや障害相談支援事業所等へのPR活動を充実させ、連携に基づく法人後見を積極的に受任します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
関係機関との連携による法人後見の受任件数の増	地域包括支援センター等の支援機関への事業PRと、支援ケースを通じて、利用者の発掘や支援体制を強化し、受任件数の増加に努めます。	実施	→	→
制度の普及啓発	支援を必要とする方が制度利用につながるよう、成年後見制度の市民向け講演会等を開催しPR活動を積極的に行います。	実施	→	→
職員等のスキルアップ	後見活動や相談に的確に対応するため、ケース検討会の実施や研修会への参加により職員や支援員のスキルアップを図ります。	実施	→	→
市民後見人の養成	成年後見制度の需要増大に対し、成年後見人の人材確保として期待される市民後見人養成の取り組みについて市との協議を行います。	協議	実施	→

③ 障害者相談窓口としての機能強化

（事業専門委員会検討事項6）

広報紙やホームページ等で障害者相談窓口機能のPRを強化し、障害者世帯の抱える不安や悩みを積極的に把握し、個別支援向上や新規事業に結びつけるための訪問相談を強化します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
訪問相談の強化	障害者本人や家族からの相談に個別訪問支援できることを広報などでPRし、積極的に展開します。	実施	→	→
地域福祉ネットワーク会議等の開催及び出席	市福祉関係部局や各支援機関と、困難ケースの共有及び事例検討を通じサービスの改善や不足する分野の新規事業化につなげます。	実施	→	→

④ 有料広告事業の新規実施による広告料収入の確保

(事業専門委員会検討事項7)

社協ニュース及び本会ホームページへ広告を掲載する企業・団体を積極的に募集し、広告料収入を確保します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
広報紙・ホームページへの有料広告掲載	新たな広告媒体等を検討するとともに、社協法人会員や社会貢献活動を展開している企業・団体等へ積極的にPRを行います。	実施	広告媒体の増種検討	実施

⑤ 社協を市民へPRするイベント等の充実

(事業専門委員会検討事項8)

現在実施している「福祉感謝会」の充実と併せ、他関係団体イベント等への参加を通じて社協活動をPRし、多くの市民からの事業の理解と参画を促進します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
福祉感謝会の充実	住民参加の福祉のまちづくりの契機となるよう、福祉感謝会の内容の充実を図ります。	見直し	実施	→
市や他関係団体が主催するイベントへの参加	市イベントや関係団体イベントへの参加を通じ、社協活動をPRする機会を増やします。	検討	実施	→

Ⅲ 時代に即応した組織の構築

① 理事会等基幹的会議の機能強化

(財務・組織専門委員会検討事項5)

社会福祉法改正を含む社会福祉法人制度改革をふまえ、法人経営にあたる理事の執行権限と責任、議決機関としての評議員会の位置付け、監事との関係を整理し明確化を図ります。

さらに、理事・監事を対象とした研修について体系化するとともに、各役員の執行権限、職責、勤務実態に即した報酬のあり方についても見直しを図ります。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
専門委員会を、理事会内に置く経営委員会へ発展	発展・強化計画の進行管理を行う委員会として再編し、任期満了改選後より経営委員会を発足させます。	役員改選 委員会発足	実施	→
役員等研修の充実	社会福祉法人制度の理解、他の社協活動の先駆的事例研修などを定期的に実施していきます。	役員研修	→ 評議員研修	→ 隔年実施
活動実態に則した報酬・費用弁償体系の見直し	役員の責務・業務量と、他法人の例、必要な財源等を勘案して検討。必要に応じて規程の見直しを図ります。	検討	見直し	→
評議員体制の見直し	改正社会福祉法に基づく任期の変更(2年→4年)を行います。	評議員改選(4年)		
定款変更	上記の行動計画を実現できるよう、各種規程の改正と併せ29年12月の変更認可申請に向け準備します。	変更		

② 事務局体制強化

(財務・組織専門委員会検討事項6)

職員の業務量等を定期的に調査・測定し、職員定数管理や中期的人員計画を策定して適正な人員配置を行います。合理的かつ機能的な事務局運営を目指し、事務局体制の再編に向けた検討を行い、機能強化を図ります。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
職員の業務量測定	各業務ごとに、求められる質、必要な作業量を明確化し、職員の業務分担や人事評価の基礎資料とします。	測定	活用	→
職員定数管理と人員配置計画の策定	業務量測定結果を基に、必要な職員数を明らかにし、将来的に継続するための配置計画を策定します。	検討	策定	実施

(財務・組織専門委員会検討事項7)

③ 人材育成

職員の資質向上等のため、各種研修の実施や自己啓発を推進するとともに、市の制度を参考として目標申告、人事評価制度を導入し、業務に対する意識・意欲の向上を促します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
外部研修への参加	全国社会福祉協議会や、日本社会福祉士会等の実施する研修へ積極的に参加させます。	実施	→	→
目標申告と人事評価制度の導入	市の制度を参考にしながら独自の評価制度導入に向けた検討を行います。	調査研究	試行	本格実施

(財務・組織専門委員会検討事項8)

④ 職員の給与体系・水準のあり方の検討

茨城県内社協などの給与体系及び水準を調査研究し、本会職員の給与体系の再構築に向けて検討します。

取組項目	行動計画	実施スケジュール		
		29年度	30年度	31年度
現行の給与・昇給体系の整合性確認	神栖市職員の給与・昇給体系と比較し、市職員に準じた対応が図られてきたか確認します。	確認		
他市町村社協職員の処遇状況調査	茨城県内及び近隣県の市区町村社協の給与体系・水準について比較調査します。	調査		
職員の給与体系・水準のあり方の検討	他社協の処遇状況調査、人事評価制度導入に向けた研究の結果を基に検討します。		検討	検討結果に基づき再構築

関連資料 1

I 事業展開を支える財政基盤の強化 → ①～④関連「神栖市社協 自主財源の実績」

①会費収入

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
一般会費	14,585,000	14,081,000	13,841,000	13,523,500	13,248,500	12,802,500	一口 1,000円
特別会費	165,000	215,000	160,000	130,000	120,000	155,000	一口 5,000円
法人会費	3,240,000	3,360,000	3,340,000	3,520,000	2,830,000	3,250,000	一口 一万円(二口以上)
総額	17,990,000	17,656,000	17,341,000	17,173,500	16,198,500	16,207,500	
一般会費減少率		-3.46%	-1.70%	-2.29%	-2.03%	-3.37%	

②共同募金

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
行政区等	7,597,615	7,118,530	6,760,810	31,500	60,000	302,404	
募金箱	8,393	64,551	262,505	377,402	533,680	515,149	
職域ほか	33,119	36,448	44,280	55,246	196,750	189,124	
総額	7,639,127	7,219,529	7,067,595	464,148	790,430	1,006,677	
配分金	3,734,127	3,328,629	3,309,158	27,418	193,595	66,677	地元社協への配分

③福祉活動基金運用益

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
運用益	244,733	193,497	157,716	120,874	86,505	75,756	国債、銀行定期
助成支出	2,715,000	1,220,326	998,049	936,000	712,500	680,000	
基金残高	142,000,000円(平成22年3月) → → → → → → → 140,000,000円(平成28年5月)						

※助成支出の内容：ボランティアサークル、地区サロン、当事者グループ、ボランティア協力校
(不足する財源は「寄付金収入」を活用)

④寄付金収入

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
一般寄付	4,803,013	3,375,556	2,791,672	3,004,398	2,456,565	4,784,746	
指定寄付	539,903	1,428,698	271,352	580,100	134,940	426,345	
施設整備	0	0	275,100	290,640	299,700	0	固定資産物品等
総額	5,342,916	4,804,254	3,338,124	3,875,138	2,891,205	5,211,091	
物品預託	598件	317件	392件	363件	428件	478件	

⑦現場実習生の受入人数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
社会福祉士	1				4	2
精神保健福祉士				1	1	
介護福祉士	1	1	1		2	1
総数	2	1	2	0	7	3

関連資料 2

I 事業展開を支える財政基盤の強化 → ⑤ 公的事業の積極的受託、⑥ 労働者派遣事業の積極的推進

(1) 神栖市関係部局が考える、社協への委託事業の種類（各課との打ち合わせにおいてヒアリングした内容）

部課名	既受託事業・職員派遣状況		今後の委託についての意向	委員会評価	
	事業名	H28契約金額			
健康部	社会福祉課	職員派遣 1 名	7,937,000	①生活困窮者自立支援法による以下の事業（職員派遣とは別に以下の4事業。個別委託も可） ・自立相談支援事業 ・就労準備支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・学習支援事業（現在は教育委員会と合同） ②神栖市連合民生委員児童委員協議会（波崎地区民協のみの委託も可） ③福祉バスの利用実態調査（年間20～30日） ④神栖市戦没者追悼式	
	地域包括支援課	高齢者相談センター(単)	3,308,000	①改正介護保険法による以下の「介護予防・日常生活支援総合事業」（派遣は別。個別委託も可） ・介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービスA)（法改正前の介護予防訪問介護と同内容） ・介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスC)（制度化わくわくサロン。「いこいこ」等） ・生活支援・介護予防サービス（協議体の設置、ボランティアポイント制度の運用など） ②第I圏域地域包括支援センター（早ければH31より） ③やすらぎ支援員（えがおアップサポーターとの統合を検討中）養成講座 ④市民後見人の養成 ⑤日常生活自立支援事業を補完する独自の権利擁護事業（主に金銭管理）	
		職員派遣 1 名	7,593,000		
	長寿介護課	軽度生活援助事業(単)	459,000	①敬老会（対象者名簿管理を除く） ②現在長寿介護課が実施する事業で、社協で受託できる（したい）事業があれば提案してほしい（はさき福祉センターの管理なども含め） ③現在社協が実施する事業で、長寿介護課で事業化(社協へ委託)もしくは共同実施できる（したい）事業があれば提案してほしい	
子ども課	ファミリーサポートセンター 養育支援訪問事業(単)	4,122,000 54,000	①家庭児童相談室 ②職員派遣（母子世帯、児童虐待・育児放棄ケースへの相談支援。実務経験ある職員を1名） ※①または②を社協で		
障がい福祉課	障害者相談支援事業	6,000,000	①成年後見制度法人後見支援事業 （法人後見実施(予定)団体への研修、地域の実態把握、法人後見団体の支援） ②成年後見センター（①の内容も含め。地域包括支援課と要検討・調整） ③地域活動支援センター機能強化事業 ④「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にかかる相談窓口の運営		
	精神障害者デイケア 障害支援区分認定調査(単) 移動支援事業(単) 知的障がい児放課後支援事業 職員派遣 1 名	3,200,000 208,000 24,000 3,585,000 7,972,000			
企画部	市民協働課			①市民活動支援センター（平泉コミセン内。現在臨時職員4名体制） （ボランティアセンターとの一体的運営、地域活動の支援、センターの管理。） （指定管理者による運営も想定。ただし現時点で他所に運営を任せる計画はない。）	

※(単)・・・活動1件あたりの単価契約。金額は社協予算額

関連資料 3

II 住民ニーズに合致した事業展開 関連

相談実績の推移（平成22年4月～平成28年6月）

			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
1	低所得者生活相談	1 緊急生活支援	188	116	139	144	93	115	21	
		2 生活福祉資金	294	329	136	139	126	111	22	
		3 行旅人支援	5	2	3	5	3	3	0	
		4 低額診療・医療	30	22	18	40	25	19	6	
		5 ほかに生活相談	91	58	68	88	33	41	4	
		小計	608	527	364	416	280	289	53	
2	障害相談	1 身体障害相談	56	88	70	70	60	19	20	
		2 知的障害相談					32	34		
		3 精神保健	187	160	155	128	121	198	15	
		4 発達障害	38	28	20	35	35	39	5	
		小計	281	276	245	233	248	290	40	
3	日常生活自立支援	24	21	19	13	32	59	9		
4	成年後見	14	9	3	7	10	5	6		
5	ひきこもり	1	2	0	3	2	9	5		
6	高齢者・介護保険	10	10	3	7	5	17	49		
7	貸出事業	22	33	33	37	40	35	7		
8	福祉教育	19	16	17	15	18	20	7		
9	地区・目的別サロン	6	7	24	29	9	14	4		
10	その他	71	117	110	96	51	37	14		
計			1,056	1,018	818	856	695	775	194	

※専門相談事業や受託事業、ボランティア活動にかかる相談を除く

訪問活動実績の推移（平成22年4月～平成28年6月）

			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
1	低所得者	1 緊急生活支援	69	116	163	137	74	74	13	
		2 生活福祉資金	215	68	22	3	42	2	0	
		3 低額診療	11	9	4	6	15	11	4	
		小計	295	193	189	146	131	87	17	
2	障害者	1 身体障害	90	135	156	141	97	74	16	
		2 知的障害	25	46	68	53	33	63	18	
		3 精神障害	420	366	393	371	239	190	59	
		4 発達障害	22	14	7	40	18	13	4	
		小計	557	561	624	605	387	340	97	
3	高齢者	8	17	20	103	14	26	14		
4	日常生活自立支援	56	68	51	66	103	252	68		
5	貸出事業	14	41	60	53	13	16	2		
6	福祉教育出前講座	77	66	103	79	64	121	13		
7	地区・目的別サロン	16	16	14	29	13	32	4		
8	その他	48	154	129	156	87	41	4		
計			1,071	1,116	1,190	1,237	812	915	219	

関連資料 4

Ⅲ 時代に即応した組織の構築 ④関連

事務局職員数の推移

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	備考
正職員	18	18	19	18	18	18	18	18	18	18	
常勤職員	25	24	19	20	22	21	20	20	19	14	
非常勤職員	37	33	34	33	35	34	34	29	25	22	
計	80	75	72	71	75	73	72	67	62	54	
職員平均年齢	43.0	42.1	43.4	44.5	44.4	44.9	46.9	47.2	47.8	48.7	
(うち正職員)	36.2	37.2	38.1	37.4	38.4	39.4	40.4	41.4	42.4	43.4	
(社会福祉士取得)	5	7	7	8	8	9	9	12	12	12	登録中含む

※4月1日時点の人数

正職員の配置状況（従事割合）

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	備考
管理職・法人運営	5.5	5.5	5.5	5.0	4.5	4.5	4.5	3.3	3.25	3.75	
地域福祉	総合相談	3.0	3.0	4.0	3.0	4.0	4.0	2.9	2.9	3.0	
	CSW								0.3	0.5	
	ボランティア	2.5	2.5	2.5	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	団体含む
	権利擁護	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.7	0.9	1.5	2.0	2.2
小計	6.5	6.5	7.5	6.9	7.4	7.6	7.8	7.3	8.1	8.6	
サービス提供	ケアマネ(介)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.8	0.6			
	ケアマネ(障)								0.4	0.4	0.4
	ヘルパー	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.05	0.05	
	デイ	2.5	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.4	2.05	1.05
	作業所	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.05	1.05
	障がい児預かり				0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小計	5.0	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.7	4.4	3.65	2.65	
市常駐・派遣	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	3.0	3.0	3.0	
計	18.0	18.0	19.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会設置要項

(目 的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）発展・強化計画策定委員会の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本会地域福祉活動計画と連動し、地域福祉活動計画の実現に必要な組織体制と財政基盤の整備、及び経営改善に関する行動計画として「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会発展・強化計画（以下「計画」という。）」を策定するため、発展・強化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は、本会経営改善計画策定指針に基づき、次に掲げる事項を調査・審議し、本会理事会へ報告する。

- (1) 本会の財務・組織体制に関する実態の把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (2) 本会の事業・活動に関する実態の把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (3) 計画の策定
- (4) 神栖市ほか関係機関との協議・調整
- (5) その他、計画策定のために必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、次の2委員会で構成する。

- (1) 財務・組織専門委員会
- (2) 事業専門委員会

2 財務・組織専門委員会は、前条第1号に掲げる事項について調査・審議し、事業専門委員会は、前条第2号に掲げる事項について調査・審議する。

3 各委員会の委員は12名以内とする。

4 委員は、本会理事及び監事で構成し、本会会長が委嘱する。

5 計画策定にかかる総合的な調整は、本会理事会で行う。

(委員長)

第5条 各委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任 期)

第8条 委員の任期は、必要な調査・審議及び本会理事会への報告が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、本会事務局内において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

神栖市社会福祉協議会 発展・強化計画策定委員会 委員名簿

(1) 財務・組織専門委員会

No.	氏名	所属・役職等	本会役職	備考
1	今郡利夫	神栖市連合民生委員児童委員協議会 会長	副会長	
2	高安俊昭	学識経験者	常務理事	
3	柳堀弘	学識経験者	理事	
4	大槻邦夫	神栖市議会議長	理事	
5	坂下弘之	鹿島共同施設(株) 専務取締役	理事	
6	加藤義一	神栖市行政委員連絡協議会 28年度会計 (深芝行政区長)	理事	
7	仲本守	神栖市行政委員連絡協議会 28年度会計 (若ノ松行政区長)	理事	
8	卯月秀一	神栖市健康福祉部長	理事	
9	中山照明	学識経験者	監事	

(2) 事業専門委員会

No.	氏名	所属・役職等	本会役職	備考
1	小島真知子	ボランティアサークル ひとみの会 会長	副会長	
2	高安俊昭	学識経験者	常務理事	
3	伊豆義隆	特別養護老人ホーム マリンピア神栖 事務長	理事	
4	信太俊浩	老人保健施設シオン 事務長	理事	
5	花田三男	障害者支援施設 神栖啓愛園 施設長	理事	
6	中嶋正子	指定障害福祉サービス多機能型事業所ハミングハウス 施設長	理事	
7	千葉千恵子	ボランティアサークル ほほえみ 代表	理事	
8	原直俊	神栖市連合民生委員児童委員協議会 副会長	理事	
9	菅谷久子	神栖市更生保護女性会 会長	理事	
10	齊藤幸治	神栖市PTA連絡協議会 会長(横瀬小PTA)	理事	
11	日高勝利	神栖市連合民生委員児童委員協議会 運営委員	監事	